

盛岡城跡整備委員会設置要領

〔平成24年7月31日〕
市長決裁

(設置)

第1条 史跡盛岡城跡の整備を円滑に行うため、盛岡城跡整備委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、国史跡盛岡城跡の保存整備事業に関し、調査及び整備手法、並びに普及・活用等について指導助言を行うものとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員9人をもって組織し、知識経験等を有する者のうちから市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から委嘱年度末日までとし、再任は妨げない。

2 委員が欠けた場合は、補欠の委員を委嘱することができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員の互選により、委員長及び副委員長を1人置く。

2 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、市長が招集する。

2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 会議は、原則として公開する。

(関係者の出席等)

第7条 委員会は、第2条各号に定める所掌事項に関し指導・助言を得るため、文化庁、岩手県教育委員会、庁内関係課(観光課・景観政策推進事務局・歴史文化課)に対し会議の出席を求めることができる。

2 委員会は、調査又は審議に必要があると認めるときは、関係者等の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は関係者等に対して必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、都市整備部において処理する。

(補則)

第9条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要領は、平成24年8月1日から施行する。